

## 第20号議案

ふじみ野市教育相談室設置条例の一部を改正する条例

ふじみ野市教育相談室設置条例（平成17年ふじみ野市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条中「（上福岡教育相談室）、ふじみ野市苗間40番39（大井教育相談室）」を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月21日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

## 提案理由

上福岡教育相談室と大井教育相談室を統合するため、ふじみ野市教育相談室設置条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。